

専決第2号

平成30年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決するため、上記予算案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、平成31年3月29日付け教財第1493号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日専決をもって同意しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。このことについて、承認願います。

令和元年5月24日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

平成30年度茨城県一般会計補正予算 概要

1 今回補正予算額（教育庁分）

（単位：千円）

現 計 予 算 ①	今 回 補 正 額 ②	最終予算額 ①+②
254,430,703	△ 495,147	253,935,556

2 今回補正予算の内容

（1）歳出

（単位：千円）

課 名	事 業 名	補 正 額	内 容
総 務 課	退職手当費	△ 102,769 (△102,769)	○勸奨・普通退職者数の確定による退職手当費の減 21,783,709 → 21,680,940 (△ 102,769)
財 務 課	教職員給与と費等	△ 363,178 (△363,178)	○決算見込みによる人件費の減 職員給与と費等 小 学 校 83,908,073 → 83,780,137 (△ 127,936) 中 学 校 45,779,988 → 45,676,923 (△ 103,065) 高等学校 45,025,868 → 44,943,818 (△ 82,050) 特別支援 19,739,070 → 19,688,943 (△ 50,127) 計 194,452,999 → 194,089,821 (△ 363,178) ・教職員給与と費 小 学 校 68,941,417 → 68,843,305 (△ 98,112) 中 学 校 37,709,101 → 37,629,377 (△ 79,724) 高等学校 37,413,763 → 37,340,889 (△ 72,874) 特別支援 16,374,593 → 16,333,989 (△ 40,604) 計 160,438,874 → 160,147,560 (△ 291,314) ・共済組合等負担金 小 学 校 14,966,656 → 14,936,832 (△ 29,824) 中 学 校 8,070,887 → 8,047,546 (△ 23,341) 高等学校 7,612,105 → 7,602,929 (△ 9,176) 特別支援 3,364,477 → 3,354,954 (△ 9,523) 計 34,014,125 → 33,942,261 (△ 71,864)
	教職員旅費	△ 29,200 (△29,200)	○決算見込みによる教職員旅費の減 教職員旅費 小 学 校 289,224 → 278,324 (△ 10,900) 中 学 校 369,809 → 357,309 (△ 12,500) 高等学校 297,305 → 296,005 (△ 1,300) 特別支援 101,789 → 97,289 (△ 4,500) 計 1,058,127 → 1,028,927 (△ 29,200)
	計	△ 495,147 (△495,147)	

（2）歳入

（単位：千円）

課 名	事 業 名	補 正 額	内 容
財 務 課	施設保全費 (高等学校)	— (+6,300)	○県債（一般単独、石綿、臨高債）の減 歳入額 760,000 → 753,700 (△ 6,300)
	県立高校茨城国体施設整備 費	— (+6,700)	○県債（臨高債）の減 歳入額 33,800 → 27,100 (△ 6,700)
	高等学校空調設備緊急整備 事業費	— (+124,300)	○県債（臨高債）の減 歳入額 964,600 → 840,300 (△ 124,300)
	県立学校ブロック塀緊急安 全対策費	— (+50,900)	○県債（緊防債、公適債）の減 歳入額 695,200 → 644,300 (△ 50,900)
	老朽校舎改築費	— (+100)	○県債（学校債）の減 歳入額 61,400 → 61,300 (△ 100)
	県立高等学校再編整備費	— (+200)	○県債（一般単独債）の減 歳入額 13,900 → 13,700 (△ 200)
	施設整備費 (特別支援学校)	— (+17,000)	○県債（一般単独債、学校債）の減 歳入額 882,500 → 865,500 (△ 17,000)
	建物新增築費 (特別支援学校)	— (+100)	○県債（一般単独債）の減 歳入額 2,400 → 2,300 (△ 100)
	みんなに優しい学校施設づ くり推進事業費	— (+3,800)	○県債（学校債、公適債）の減 歳入額 21,300 → 17,500 (△ 3,800)
生涯学習課	社会教育施設整備費	— (+200)	○県債（一般単独債、緊防債）の減 歳入額 199,100 → 198,900 (△ 200)
文 化 課	文化施設整備事業費	— (+6,700)	○県債（一般単独債）の減 歳入額 106,700 → 100,000 (△ 6,700)
保健体育課	県営体育施設再編整備事業 費	— (+29,400)	○県債（一般単独債）の減 歳入額 677,800 → 648,400 (△ 29,400)
	県営体育施設設備整備費	— (+700)	○県債（一般単独債）の減 歳入額 29,400 → 28,700 (△ 700)
	計	— (+246,400)	

教育庁計	△ 495,147 (△248,747)
------	-------------------------

※表の上段は歳出予算額、下段の（ ）内は一般財源額

平成30年度最終補正予算額一覧(教育庁計)

(単位:千円)

課 名	現計予算額	補正額	最終補正予算額
総 務 課	28,024,829 (25,891,868)	△ 102,769 (△ 102,769)	27,922,060 (25,789,099)
財 務 課	213,183,321 (157,617,258)	△ 392,378 (△ 182,978)	212,790,943 (157,434,280)
生涯学習課	1,449,613 (1,219,210)	- (200)	1,449,613 (1,219,410)
福利厚生課	357,610 (293,438)		357,610 (293,438)
文 化 課	2,433,469 (2,035,662)	- (6,700)	2,433,469 (2,042,362)
義務教育課	2,431,741 (2,122,005)		2,431,741 (2,122,005)
高校教育課	2,116,855 (1,782,230)		2,116,855 (1,782,230)
特別支援教育課	1,486,644 (1,442,323)		1,486,644 (1,442,323)
保健体育課	2,946,621 (1,245,596)	- (30,100)	2,946,621 (1,275,696)
教育費計	254,430,703 (193,649,590)	△ 495,147 (△ 248,747)	253,935,556 (193,400,843)

*上段:歳出 下段:一財

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水戸地区見川住宅の項，土浦地区下高津住宅の項及び下妻地区上宿住宅の項を削る。

付 則

この訓令は，公布の日から施行する。

令和元年5月24日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

新・茨城県教職員住宅再編計画に則り，水戸地区見川住宅，土浦地区下高津住宅及び下妻地区上宿住宅の用途を廃止したため，所要の改正を行おうとするものである。

茨城県教職員住宅管理規程新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1			別表第1		
名 称	所 在 地	管 理 者	名 称	所 在 地	管 理 者
水戸地区見和住宅	水戸市見和2丁目186番地の2	福利厚生課長	水戸地区見和住宅	水戸市見和2丁目186番地の2	福利厚生課長
土浦地区乙戸南住宅	土浦市乙戸南2丁目19番11号	県立土浦第二高等学校長	水戸地区見川住宅	水戸市見川町沓掛2563番地の610, 2563番地の612	福利厚生課長
			土浦地区乙戸南住宅	土浦市乙戸南2丁目19番11号	県立土浦第二高等学校長
			土浦地区下高津住宅	土浦市下高津3丁目1208番地	県立土浦第三高等学校長
			下妻地区上宿住宅	下妻市下妻字上宿乙952番地	県立下妻第一高等学校長

第7号議案

令和2年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校(後期課程)
の教科用図書の採択方針について

令和2年度に県立高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)及び県立中等教育学校(後期課程)で使用する教科用図書は、下記の方針により採択するものとする。

記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各学校における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。

令和元年5月24日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号の規定に基づき、県教育委員会が県立高等学校及び県立中等教育学校(後期課程)で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。

県立学校における教科書の採択について

1 教科書の使用義務

○学校教育法第34条

小学校においては、文部科学省の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）を使用しなければならない。

※中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校は、同法各章の準用規定により準用。

2 教科書の採択権限

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〈市町村立小・中学校〉…市町村教育委員会

〈県立学校〉……………県教育委員会

3 教科書の採択について

〈県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、及び県立中等教育学校の場合〉

○公立の中学校のうち、県立中学校、県立中等教育学校(前期課程)については、学校ごとに採択を行う。

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項による。

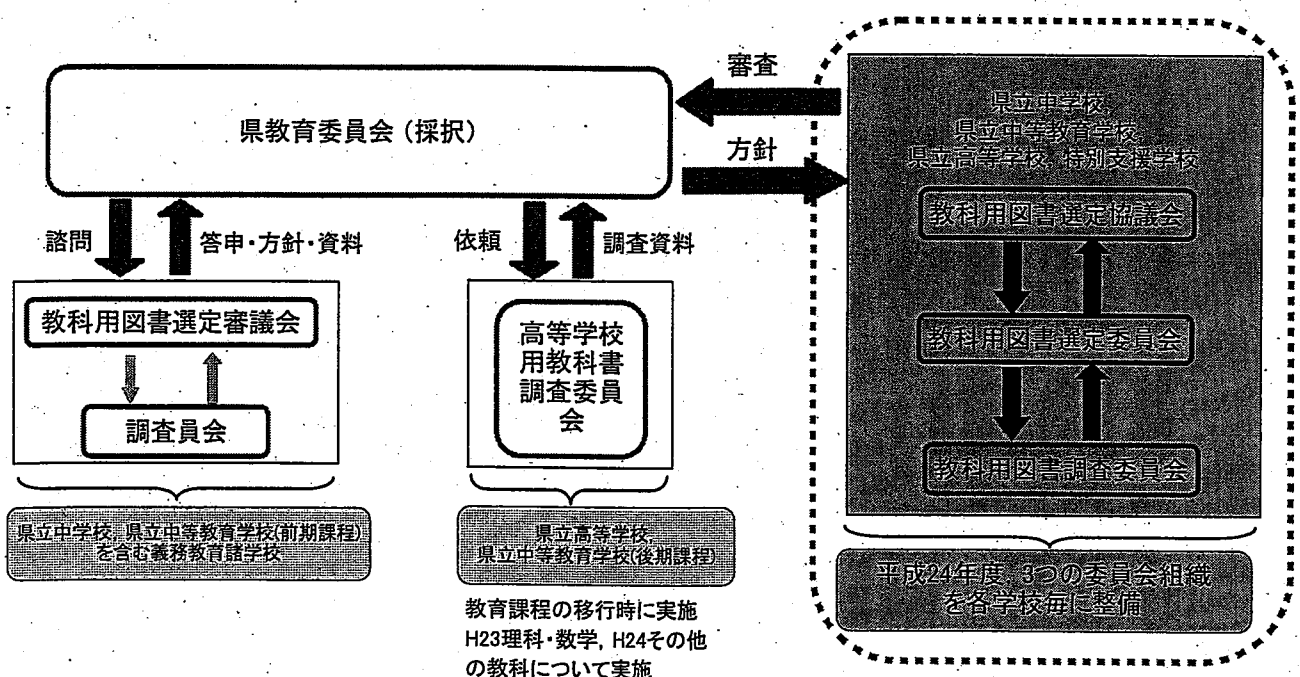
○公立の高等学校、県立特別支援学校についても学校ごとに行う。

4 平成23年度の自民党勉強会以降に改善・変更をおこなった点（下図網掛け部分）

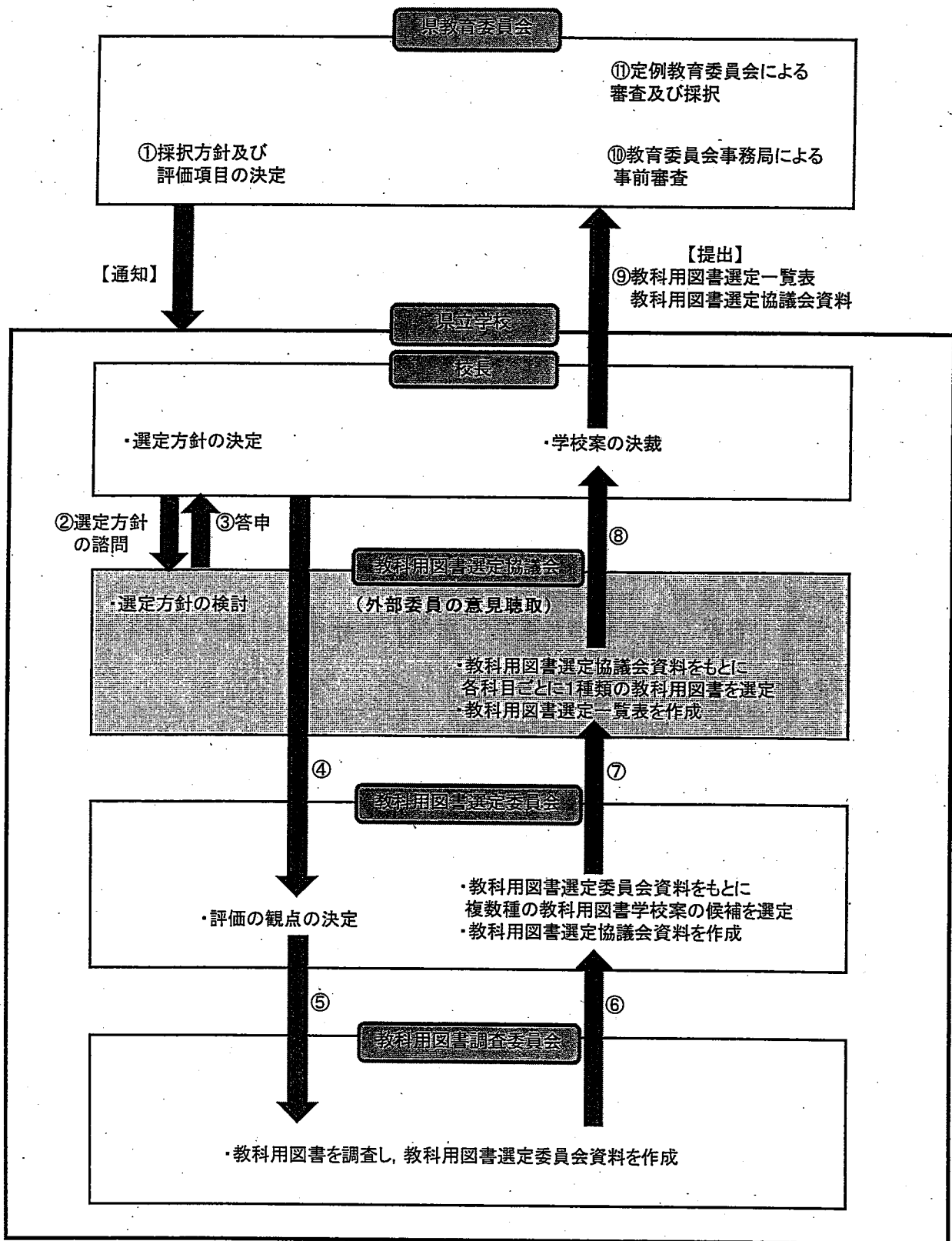
(1) 外部委員が参加する「教科用図書選定協議会」の設置による透明性の確保

(2) 選定業務に係る作成資料の様式変更

(3) 「茨城県立学校教科用図書選定の手引」の作成及び学校での活用



教科用図書採択の流れ



①～⑪は作業手順を示す番号である。また、「茨城県立学校教科用図書選定の手引」を随時活用する。

上記太枠は、採択方針決定後の各学校における選定の流れ。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分											
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				◎
	採 択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎			
	採 択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎				◎	◎		
		採 択			△				△	△	
		使用開始	○							○	○
	主として 中学年用	検 定			◎				◎	◎	
		採 択	△			△				△	△
		使用開始		○			○				○
	主として 高学年用	検 定	◎			◎				◎	◎
		採 択		△			△				△
		使用開始			○			○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。